

Technical update

GST ルール 2017 の概要

2017 年 4 月

Background

一連の GST 法案がインド国会に提出され、GST 評議会は 2017 年 7 月 1 日の GST 導入を目指して最終版の GST ルールを 2017 年 3 月 31 日に公表しました。今回公表されたルールは、バリュエーションルール、ITC (Input Tax Credit) ルール、移行ルール、コンポジションルールと、改正版のインボイス・納税・還付・登録の各ルールです。

Summary

バリュエーションルール (Goods & Services)

取引の性質	Option – I	Option – II	Option – III	Option - IV
対価の全てが現金でない場合の評価法 GST 登録が区別された者(distinct person) または関連者との間のサプライの評価法(代理人は除く)	市場価格	現金対価+サプライ時点で知りうるその他非現金価値	同種・同等の取引の評価額	その他規定される方法
代理人を通じた物品サプライの評価法	市場価格	代理人による非関連者へのサプライ評価額の 90%	その他規定される方法	-
原価基準によるサプライの評価法 (上記 2 つの方法が適用できない場合)	原価の 110%	-	-	-
その他の評価法 (上記のいずれも適用できない場合)	合理的な方法を後日決定	-	-	-

- Option-I、II、III、V の順で適用
- 以下の特定のサプライについては、別途のバリュエーション規定が適用される
 - 両替商
 - 航空旅行代理店
 - 保険代理店
 - 中古品取扱商
 - 物品・サービスと交換可能なトークン、バウチャー、クーポンの提供
 - サービス税法上の Pure Agent

ITC (Input Tax Credit) ルール

- 規定された情報・詳細が記載されたタックスインボイスに基づき、GST 登録者についてクレジットが認められる。
- 不正、故意の虚偽記載、隠ぺいを原因とした支払いにはクレジットは適用されない。
- GST を含むサービス対価を 180 日以内に支払わなかった場合のインプットクレジットの取り消しは、インプットクレジットの減額ではなく未納付の預かり GST として処理され、最高 18% の利息

が発生する。

- ノンバンク／銀行については、インプットクレジットの利用について別途規定されるオプションが用意される。
- サービス税法と同様に、インプットサービス提供者のインプットクレジットの配分計算が規定されている。
- GST 法施行日時点で既に保有している資本財のインプットクレジットの利用可能性については、別途方法が規定されている。
- 合併、買収、リース、事業移転の場合、一定の条件の下にインプットクレジットの移行が認められる。
- 商業活動、非商業活動に関わるサプライの受領には、クレジットの取り消しやクレジットの無効化について別途規定がある。
- Job work 契約上の物品サプライについては別途条件が設けられている。

移行ルール

- GST 法施行日から 60 日以内に、移行するクレジットの詳細を電子申請・申告をする必要がある。概その 40%しか GST への移行が認められない。
- GST 法施行日時点における Job work 契約に供した物品の詳細を GST 法施行日から 60 日以内に

コンポジションルール (Goods)

- コンポジションスキーム(簡易課税制度)を選択する場合は、会計年度の開始前にその選択を電子申告をする必要がある。事前登録の際には、GST 法施行日から 30 日以内に申告する必要がある。
- コンポジションスキームの適用には、以下の条件が課されている。
 - GST 法上の「casual taxable person」、「non-resident taxable person」に該当しないこと
 - GST 法施行日時点で保有している在庫が州外から購入したものではないこと
 - タックスインボイスの代わりに「コンポジションスキーム適用者であり、GST を徴収する資格がない」旨を記載した請求書を発行すること
 - 条件を満たさなくなった場合はその 7 日以内に申告し、以降通常の方法により GST を支払わなければならない
- GST 非登録業者からの購買については、リバースチャージ方式によって納税する。

Our Comments

本ルールの導入によって、物品・サービスのバリュエーション、クレジットの利用可能性、移行規定、コンジットスキームの適用についてが明らかとされ、GST に適合した対応をしやすくなったといえます。

ご質問・お問い合わせは、以下の当法人 GST 専門家までご連絡ください。

Vikas Vasal, Partner, Grant Thornton India LLP - Vikas.vasal@in.gt.com

Krishan Arora, Partner, Grant Thornton India LLP - Krishan.arora@in.gt.com

Biren Vyas, Partner, Grant Thornton India LLP - Biren.Vyas@in.gt.com

About Grant Thornton in India

グラントソントン・インディアは、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームです。3,000人超の人員、国内12都市(New Delhi, Ahmedabad, Bengaluru, Chandigarh, Chennai, Gurgaon, Hyderabad, Kochi, Kolkata, Mumbai, Noida, Pune)のオフィスと各都市に提携事務所を有し、クライアントの皆様のビジネスに最適なコンプライアンスサービス(会計、監査、税務)、クライアントの皆様を新たなステージへと導き成長をサポートするビジネスアドバイザーサービスを提供しています。

About Indo-Japan Desk

日印双方のグラントソントンにそれぞれ日本人会計士、インド人会計士を派遣し、両国におけるスムーズなビジネスサポート体制を整えています。お気軽に下記担当者までご連絡ください。

ジャパンドesk担当(インド駐在) 花輪大資 daisuke.hanawa@in.gt.com

インドdesk担当(日本駐在) ゴーラフ マルホトラ malhotra.gaurav@gtjapan.or.jp

www.grantthornton.in

[Click here to view Grant Thornton's privacy policy](#)

[Opt-out of email messages from Grant Thornton](#)



Follow us @GrantThorntonIN

Disclaimer

本文書の情報や見解は、信頼性ある情報源をもとに構成されていますが、適切性、完全性、正確性についていかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。